

相模原市監査委員公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成19年6月27日に実施した教育局教育総務室、総合学習センター及び教育環境部各課・機関の定期監査の結果に基づき措置を講じた旨、教育委員会から通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成20年3月27日

相模原市監査委員 田 中 勝 年

同 石 橋 忠 文

同 山 岸 一 雄

同 折 笠 峰 夫

1 教育委員会から通知があった日及び当該通知に係る講じた措置の内容

(1)通知があった日

平成20年3月17日

(2)教育委員会が講じた措置の内容(全文)

ア 学校施設課の中学校消防用設備修繕に係る事務における不適切な事例につきましては、次のとおり改善を行いました。

(ア)本来入札にすべき事案を随意契約にした件につきましては、今回の指摘を受け、消防用設備点検から同修繕までの事務全体の見直しを次のとおり行いました。

これまでは、消防用設備点検結果報告書の提出があってから一斉に修繕を実施しておりましたが、点検結果により改善の指摘を受けた箇所については早急に対応すべきとの考えから、指摘箇所の報告を随時受け、その都度個別の修繕設計又は見積り徴収を行い、早期の着手に努めるよう改めました。

その結果、平成19年度の修繕案件は小額な契約金額の修繕が多くなり、結果的に入札すべき事案に当たらない随意契約による修繕が多くなりましたが、このことにより早期の修繕完了が可能となり、より安全な施設管理を実現することが出来ました。

なお、今後も引き続き、契約は入札が基本であることをよく認識し、適正な契約事務に努めてまいります。

(イ)修繕の発注及び完了が遅滞した件につきましては、消防用設備点検の総合点検を、昨年度まで年度後期に実施しておりましたが、総合点検は点検項目が多く、結果報告受理までに時間を要することや改善指摘件数が多く、修繕が年度内に完了出来ないことが多かったことから、総合点検を夏季休暇を利用した年度前期に行うことに改めました。

このことにより、点検結果の改善指摘に応じた修繕の着手を早めることが出来、平成19年度に実施した消防用設備点検結果の改善指摘に応じた修繕は、全て年度内の完了を予定しております。

(ウ)修繕業務が一部未了であるにもかかわらず、支払い手続きを行っ

た件につきましては、修繕の確認試験の報告をもって検査検収を行うことを徹底するよう全職員に周知し、適切な修繕業務の執行に努めております。

(参考)

教育局教育総務室、総合学習センター及び教育環境部定期監査の結果

1 監査を実施した日及びその結果を教育委員会に提出した日

平成19年6月27日

2 監査の結果(抜粋)

(1) 学校施設課の各事業の施設修繕料の支出に関する事務を調査したところ、中学校消防用設備修繕契約において、次のような不適切な事例が見られた。

ア 総額6,893,250円となる中学校消防用設備修繕契約を6件に分割し、入札によらず、すべて130万円以下の随意契約としていた。

上記修繕契約は、平成17年度末に提出された消防用設備点検結果報告に基づくものであるが、分割して発注した理由を「修繕を急いだため」としている。

イ しかしながら、実際の受注業者はすべて同一で、発注時期等が遅れたことも重なり、6件の契約すべての修繕が完了したのは平成19年2月であった。

また、修繕の遅れから、平成18年度の点検で前年度と同じ箇所が指摘されるという状況も生まれていた。

ウ 修繕業務が一部未了であるにもかかわらず、検査検収を行い支払手続きを行っていた。

これらのことは、随意契約に関する諸規定を逸脱しているおそれがあるとともに、業務が完了する前に支払い手続を行うことは、相模原市会計規則(平成4年相模原市規則第10号)等の規定に反するものであり、ひいては恣意的な予算の執行や運用の要因となるものである。

また、修繕の大幅な遅れは、消防設備点検の効用を失わせること

になるとともに、未修繕のまま次の点検時期を迎えることになるものである。

消防用設備の修繕契約に当たっては、適正な契約執行とその進行管理に努めるとともに、検査検収のあり方を含めた事務の管理点検体制を見直し、適正な事務処理が行われるよう改善されたい。